

「指定介護老人福祉施設」

重要事項説明書

社会福祉法人 釧路啓生会

特別養護老人ホーム釧路北園啓生園

釧路啓生会サービス提供の 基本理念・基本方針

サービス提供の基本理念

当施設のサービスを利用する方々が、心身共に健やかに、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援する。

サービス提供の基本方針

- (イ) その人らしい生活を支える施設
- (ロ) 利用者の安全と自由が守られる施設
- (ハ) ぬくもりの伝わる施設
- (ニ) 介護に困っている方のお役にたてる施設
- (ホ) 利用者・家族・地域に信頼される施設

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1. 事業者の概要
2. ご利用施設
3. ご利用施設であわせて実施する事業
4. 施設の目的と運営方針
5. 施設の概要
6. 職員体制
7. 職員の勤務体制
8. 施設サービスの概要と利用料
9. 契約の終了について
10. 残置物の引取りについて
11. 苦情の受付について
12. 利用者の権利擁護
13. 施設利用の留意事項及び禁止事項
14. 非常災害対策
15. 事故発生時の対応
16. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き
17. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項
18. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア
19. 感染症対策

特別養護老人ホーム釧路北園啓生園

重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 釧路啓生会
事業者の所在地	釧路市北園1-1-27
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	中島 太郎
電話番号	0154-55-5252

2 ご利用施設

施設名称	特別養護老人ホーム釧路北園啓生園
施設の所在地	釧路市北園1-1-27
施設長名	高橋 則之
電話番号	0154-55-5252
FAX番号	0154-55-5251

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	介護保険指定番号	利用定員	備考
短期入所生活介護	0174100750	20人	
通所介護	0174100750	35人	通所型サービスA(2人)

4 施設の目的と運営方針

施設の目的と運営方針	利用者に対し、全室個室で10の個室を一つのユニットとする快適な生活空間を提供し、プライバシーを大切にして、人としての尊厳を失わず最後まで穏やかに生活できるよう温もりの個別ケアを目指す
------------	---

5 施設の概要

介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム釧路北園啓生園」

(1) 概要

敷 地	12,595.45 m ²	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート2階建
	延床面積	7,329.40 m ²
	利用定員	90名

(2) 主な設備（短期入所生活介護・通所介護と共用）、居室

設 備	数	設 備	数	設 備	数	設 備	数
機能訓練室	1	理美容室	1	いきがい教室	1	事務室	1
浴 室	12	喫茶店	1	カラオケルーム	1	理事長室	1
ト イ レ	85	相談室	3	ボランティア室	2		
医 務 室	1	家族室	2	娯楽室	1		
歯科治療室	1	宿泊研修室	1	居 室	110		
静 養 室	1	厨 房	1	ユニット(食堂・他)	11		
洗 濯 室	1	交 流 室	3				
売 店	1	交流ホール	1				

6 職員体制（短期入所生活介護を含む）

従業者の職種	配置数	区 分				指定基準
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者(施設長)	1		1			1
医師(嘱託)	2				2	
機能訓練指導員	3	1	2			1
看護師	6		5		1	利用者3人に1人
介護員	73		50		23	
生活相談員	4		4			1
栄養士	1		1			管理栄養士1
事務員	3		3			
介護支援専門員	1		1			
調理員	10		7		3	
運転手	2				2	
夜警業務員	3				3	
洗濯職員	7				7	

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯 9:00～18:00 常勤	4週8休
事務員	〃 〃	4週8休
生活相談員	〃 〃	4週8休
介護員	早出 7:00～16:00 遅出 13:00～22:00	4週8休
	日勤 9:00～18:00 夜勤 22:00～7:00	
看護職員	早出 7:00～16:00 遅出 10:00～19:00	4週8休
	日勤 9:00～18:00	
機能訓練職員	正規の勤務時間帯 9:00～18:00 又は、 8:30～17:30 常勤	4週8休
栄養士	正規の勤務時間帯 9:00～18:00	4週8休
医師	週1日 1日2時間	

8 施設サービスの概要と利用料

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内容
食 事	<p>食事時間 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00</p> <p>※上記食事時間は基本的な時間ですが、具体的には個々の生活リズムに合わせて食事をしていただきます。</p> <p>※食事は居室、リビングなどご希望の場所でお摂り頂きます。</p> <p>※食事は嗜好に配慮し、四季折々の行事食や選択食も実施しております。</p>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、週2回行いますがそれ以上ご希望の方については、ご相談に応じます。また、利用者の身体状況により、各種浴槽（普通浴槽・機械浴槽）を用意しております。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ誘導やオムツ交換等は、排泄のリズムを把握し、自立を促します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能の改善または減退防止の訓練を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護師により健康管理を行います。
余暇活動・行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ・サークル活動、外出その他レクリエーションについては地域交流スペース等を活用して行います。
相談業務	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員が利用者・家族のご相談に応じます。

(2) 入所中の医療の提供

契約者及び利用者の希望がある場合を除いて、嘱託医により健康管理を行う他、下記の対応も行います。

- ・嘱託医の指示により専門医療機関の受診、送迎とその付き添い。
- ・緊急時の、当番病院等への搬送。
- ・協力医療機関による往診診療。

※但し、契約者及び利用者の希望で他の医療機関を受診される場合は、原則として送迎、付き添いとも家族対応となります。

①嘱託医師

医療機関の名称	すどう内科クリニック (内科・循環器内科)	医療機関の名称	釧路優心病院 (精神科)
医師名	須藤 賢一	医師名	長谷川 勝
所在地	釧路市東川町 3-11	所在地	釧路市大楽毛 5-8-18

②協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科	電話番号
足立泌尿器科クリニック	釧路市光陽町 5-10	泌尿器科	22-7077
加藤歯科医院	釧路市鳥取北 4-1-13	歯科	53-3450
釧路第一病院	釧路市鳥取大通 4-11-10	皮膚科	51-2121
釧路北病院	釧路市昭和 190 番地 105	内科	55-6111
太平洋記念みなみ病院	釧路市春採 7-9-9	内科	46-3162

(3) 介護保険給付対象とならないサービス

以下のサービスの利用料金は、全額契約者の負担となります。

- ①特別な食事代 要した費用の実費
- ②理美容代 要した費用の実費
- ③貴重品管理料 月額 1,000円
- ④特別日用品費 要した費用の実費
- ⑤持込電化製品の電気料

テレビ	日額 30円
冷蔵庫	日額 50円
テレビ+冷蔵庫	日額 50円

(4) サービスの利用料金

①ユニット型個室介護福祉施設サービス費

(単位 円)

要介護1	(1割)	763/日	左記の料金には以下の体制加算が含まれています。 ・精神科医療養指導加算 (1割)5/日 (2割)10/日 (3割)15/日 ・日常生活継続支援加算(2) (1割)46/日 (2割)92/日 (3割)138/日 ・夜勤職員配置加算(2)ロ (1割)18/日 (2割)36/日 (3割)54/日 ・看護体制加算(1)ロ (1割)4/日 (2割)8/日 (3割)12/日 ・看護体制加算(2)ロ (1割)8/日 (2割)16/日 (3割)24/日 ・個別機能訓練加算 (1割)12/日 (2割)24/日 (3割)36/日
	(2割)	1,526/日	
	(3割)	2,289/日	
要介護2	(1割)	833/日	
	(2割)	1,666/日	
	(3割)	2,499/日	
要介護3	(1割)	908/日	
	(2割)	1,816/日	
	(3割)	2,724/日	
要介護4	(1割)	979/日	
	(2割)	1,958/日	
	(3割)	2,937/日	
要介護5	(1割)	1,048/日	
	(2割)	2,096/日	
	(3割)	3,144/日	

※介護職員等処遇改善加算 (I) (月額) 介護職員等の確保、処遇改善の為の加算

～所定の介護サービス費及び各加算により算定された1ヶ月の単位数に14.0%を掛けた金額(食費・滞在費等の実費負担金は含まれません)

②居住費

(単位 円)

負担限度額				基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
880円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日	2,066円/日

③食費

(単位 円)

負担限度額				基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,445円/日

④1ヶ月の利用料概算

(①+②+③) × その月の日数	円
------------------	---

⑤その他の加算

(単位 円)

- ・福祉施設初期加算(入所日から 30 日以内・入院後の再入院時 30 日限度)
(1 割) 30/日 (2 割) 60/日 (3 割) 90/日
- ・福祉施設外泊費用(病院等への入院及び居宅への外泊時 月 6 日限度)
(1 割) 246/日 (2 割) 492/日 (3 割) 738/日
- ・経口移行加算(一定の体制のもとに経口摂取へ移行した場合算定)
(1 割) 28/日 (2 割) 56/日 (3 割) 84/日
- ・療養食加算(1 日 3 回限度・医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合)
(1 割) 6/回 (2 割) 12/回 (3 割) 18/日
- ・若年性認知症利用者受入加算(対象者のみ算定：65 歳の誕生日の前々日まで)
(1 割) 120/日 (2 割) 240/日 (3 割) 360/日
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算(対象者のみ算定 7 日限度)
(1 割) 200/日 (2 割) 400/日 (3 割) 600/日
- ・安全対策体制加算(入所時に 1 回)
(事故防止の為の指針整備、体制整備、委員会や研修等の定期的な実施)
(1 割) 20/月 (2 割) 40/月 (3 割) 60/月
- ・看取り介護加算(死亡日以前 30 日を上限として)
 - ①死亡日：(1 割) 1,280/日 (2 割) 2,560/日 (3 割) 3,840/日
 - ②死亡日前日、前々日：(1 割) 680/日 (2 割) 1,360/日 (3 割) 2,040/日
 - ③死亡日以前 4～30 日：(1 割) 144/日 (2 割) 288/日 (3 割) 432/日
 - ④死亡日以前 31 日前～45 日以下：(1 割) 72/日 (2 割) 144/日 (3 割) 216/日
- ・科学的介護推進体制加算 (I)
(入所者ごとの基本的な情報についてデータ提出とフェードバック活用)
(1 割) 40/月 (2 割) 80/月 (3 割) 120/月
- ・科学的介護推進体制加算 (II)
(入所者ごとの基本的な情報・疾病や服薬についてデータ提出とフェードバック活用)
(1 割) 50/月 (2 割) 100/月 (3 割) 150/月
- ・栄養マネジメント強化加算
(栄養状態維持・改善を図り、状態に応じた栄養管理を計画的に実施)
(1 割) 11/日 (2 割) 22/日 (3 割) 33/日

※課税状況により、社会福祉法人の軽減制度の適用を受けられます。

※利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

※利用料・費用は、1ヶ月毎にご請求致しますので、翌月 20 日までに下記の方法によりお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて算出した額とします。)

お支払い方法 : **銀行口座自動引落とし**

※但し、みずほ銀行・秋田銀行など一部引き落とし出来ない金融機関があります。

9 契約の終了について

当施設との契約は、特に契約終了期間を定めておりませんが、以下の事由に該当した場合には、契約は終了とし利用者に退所していただきます。

①要介護認定により、利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。

- ②在宅サービスの利用等により家族の受け入れ体制が整い、在宅での生活が可能となった場合。
- ③事業者が解散した場合、破産又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者へのサービス提供が不可能となった場合。
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合。
- ⑥利用者又は契約者から退所の申し出があった場合。(詳細は以下)
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合。(詳細は以下)

(1) 契約者からの退所の申し出

契約の有効期間内であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。退所希望日の7日前までに解約届出書を提出いただきますが、以下の場合には即時契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③利用者が入院した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦利用者の身体・財物・信用等を、他の利用者が傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除

以下の場合には、事業者からの申し出により退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況、及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②契約者によるサービス利用料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらずこれが履行されない場合。
- ③契約者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④利用者が、連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。

※6日間以内の短期入院の場合は、退院後再び施設入所は可能です。但し、入院期間中であっても所定の利用料金をいただきます。

※7日以上3ヶ月以内の入院の場合は、再び当施設に入所できるよう努めるものとします。

※3ヶ月以上の入院が見込まれる場合は、改めてご相談させていただきます。

(3) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者又は契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他、保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

10 残置物の引取りについて

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。但し、サービスの利用契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持金品（残置物）を契約者が引き取れない場合に備えて、「残置物引取り人」を定めていただきます。

残置物の引き渡しに係る費用については、残置物引取り人に負担していただきます。

※ 入所時に残置物引取り人が定められない場合でも、入所契約締結は可能です。

11 苦情の受付について

(1) 苦情に対する体制・対応の手順

サービス利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を下記のとおり配置しております。

苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が内容・意向等を聞くと共にサービス提供者からも事情を確認します。その上で、内容等を精査し、苦情解決責任者(園長)へ報告、又は必要に応じて会議を開催し速やかに対応方法を含めた結果報告と関係者への連絡調整を行います。その際、苦情に対する内容、経過、対応記録を保管して再発防止に活用します。

(2) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けております。	
○苦情受付窓口（担当者）	濱名 一也
職名	総務課長
○受付	月曜日～金曜日 9：00～18：00
○電話番号	0154-55-5252

※ 苦情受付は、電話、郵便物、又は玄関（特養・在宅）のカウンターに受付ボックスを設置しておりますのでご利用ください。

(3) その他苦情受付機関

釧路市福祉部介護高齢課	所在地	釧路市黒金町7-5
	電話・FAX	0154-23-5151 ・ 0154-32-2003
	受付時間	8：50～17：20

北海道保健福祉部福祉局 施設運営指導課	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目
	電話・FAX	011-231-4111 ・ 011-232-1097
	受付時間	9:00～17:00
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目国保会館
	電話・FAX	011-231-5161 ・ 011-231-5178
	受付時間	9:00～17:00

(4) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

1.2 利用者の権利擁護

(1) 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理することや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

【ご相談機関】

釧路公証人合同役場	所在地	釧路市末広町7丁目2番地
	電話	0154-25-1365 (FAX 共通)
	受付時間	(月)～(金) 12:00～17:00
成年後見センター リーガルサポート 札幌支部	所在地	札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル6階札幌司法書士会館内
	電話	011-280-7077
	受付時間	(月)～(金) 12:00～15:00

(2) 日常生活自立支援事業

判断能力が充分でないために、適切な福祉サービス等を受ける事ができないそのような方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い地域で自立した生活が送られるように支援するのが「日常生活自立支援事業」です。

【ご相談機関】

北海道社会福祉協議会	所在地	釧路市浦見2丁目2番54号
釧路地区地域福祉	電話	0154-44-2941
生活支援センター	受付時間	(月)～(金) 9:00～17:00

1 3 施設利用の留意事項及び禁止事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するために、下記の事項をお守りください。

(1) 持込について

入所に当たっては、生活に最低限必要なものは取り揃えておりますが利用者の皆さんの愛着のある品々の持込についてはご相談下さい。

(2) 外出・外泊について

外出・外泊される場合は、事前にお知らせ下さい。

(3) 食事について

食事が不要な場合は、前日までにお知らせ下さい。前日までに申し出があった場合は、「食事にかかる自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の利用時の注意事項

- ①居室及び共用施設、敷地内は、その本来の用途に従ってご利用下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設
の設備を壊したり汚したりした場合は、契約者の自己負担により原状
に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要と認め
られる場合には、利用者の居室に立ち入り必要な措置をとることがで
きるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護
については、十分配慮するものとします。
- ④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政
治活動、営利活動を行うことは禁止します。

(5) ハラスメント防止対策について

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやす
い環境づくりを目指します。
- ②介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項（職員に対す
る禁止行為）
 - ・身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす、または、及ばれそう
になった行為）
 - ・精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おと
しめたりする行為）
 - ・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の
要求等、性的ないやがらせ行為）

1 4 非常災害対策

- (1) 介護老人福祉施設サービス提供中に、天災その他災害が発生した場合、
従業員は利用者の避難等適切な措置を講じます。又、管理者は、日常的に
具体的な対処方法、避難経路及び協力機関、地域町内会との連携方法を確

認し、災害時には避難等の指揮をとるものとします。

- (2) 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、定期的に避難訓練を行い、又、非常災害時の関係機関、地域町内会への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難設備及び非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備します。

1 5 事故発生時の対応

- (1) 施設において事故が発生した場合は、利用者の家族、関係機関等に連絡すると共に、事故発生対応マニュアルに基づき必要な措置を講じます。
- (2) 事故の発生状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故原因の究明と再発防止のための対策を講じます。
- (3) 事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者は損害賠償責任を減じられるものとします。

- (4) 損害賠償保険への加入… (契約書第 1 5 条参照)

本事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名： 社会福祉施設総合保障制度 (居宅介護事業者賠償責任保険)

保障の概要：対人、対物、人権侵害事故補償、経済的損害補償等

- (5) 事故防止に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しております。

事故防止に関する委員会	安全対策委員会
安全対策に関する担当者	施設サービス課 課長補佐 木村 夢実枝

1 6 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

当施設は、介護保険指定基準の身体拘束禁止規定により、サービスの提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するための「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行いません。「緊急やむを得ない場合」とは、一時的に発生する事態にのみ限定しますが、次の要件、手続きに沿って慎重に判断いたします。

- ① 「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三つの要件を満たし、「緊急やむを得ない」場合に該当すると施設全体が判断した場合。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、拘束の内容、目的、時間、その際の利用者の心身の状況、拘束を行った理由を記録し、利用者又は家族の確認を得るものとします。
- ③ 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その後の利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行い、逐次それを記録して、施設全体はもちろん、家族等関係者の間で直近の情報を共有するものとします。

17 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、ご利用者等の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 事業所としての措置

①高齢者虐待防止に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しています。

高齢者虐待に関する委員会	身体拘束廃止・虐待防止委員会
高齢者虐待に関する担当者	施設サービス課 課長補佐 斎藤 修

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を6項のとおり整備しております。

④高齢者虐待防止研修等を通じて、職員の人権意識の向上や技術の向上に努めます。

⑤個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。

⑥職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できるよう配慮するほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組めるように努めます。

(2) 相談・連絡先

釧路市福祉部介護高齢課 高齢福祉担当	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5185
	受付時間	8:50～17:20
釧路町健康福祉部介護高齢課 地域包括支援係	所在地	釧路町東陽大通西1丁目1番1号
	電話番号	0154-40-5217
	受付時間	8:45～17:15
北海道高齢者虐待防止 相談支援センター	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2.7 2階
	電話番号	011-281-0928
	受付時間	平日9:00～17:00 ※休日・夜間は、留守番電話で対応

18 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア

当施設は、たんの吸引や経管栄養（以下、「医療的ケア」という。）が必要となっても引き続き施設で生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも安心して施設を利用いただけるよう、厚生労働省からの通知及び法人理念に基づき、医師・看護職員との連携の下で介護職員も医行為の一部を必要時に行います。

①対象となる医療的ケアの範囲は、口腔内のたんの吸引（咽頭の手前まで）と胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）です。

②介護職員が医療的ケアを実施するにあたっては、以下の要件を満たすことを条件としております。

- (ア) 医師から看護職員への指示を受け、看護職員と介護職員が連携・協働し、個別に具体的な計画の作成を行い、医療関係者による適切な医学的管理を行います。
 - (イ) 安全性確保のための委員会を設置し、マニュアルの整備や定期的な見直し等、体制を整えます。
 - (ウ) 医療的ケアの水準を確保するために、継続的な研修・指導を行います。
- (エ) 実際に医療的ケアが必要となった時点において、施設の実施体制を説明した上で介護職員が医療的ケアを行うことについて、書面により同意を得た上で実施します。

19 感染症対策

(1) 感染症対策の強化

- ① 当事業所においては感染症対策の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施し、感染症の発生防止に努めるとともに、園内感染発生時においては、蔓延防止に努めます。
- ② 市内の感染状況により、居室内での面会を予告なく中止する場合があります。その際は、リモート面会又は園内面会専用個室での面会を実施します。

(2) 園内感染の発生時における対応

- ① 園内感染が発生した際は、必要に応じて保健所及びその他の関係機関へ報告を行うとともに、必要な情報提供を行います。
 - ② 園内感染が発生した際は、感染症マニュアルに沿った対応を行います。
- ・ 園内感染拡大の防止
- 感染発生フロアからの感染拡大を防止するため、当該フロアを当面、隔離状態により運営していきます。又、ご入所者の感染防止を最優先とするため、優先度の低いサービスについては、当面見合わせる場合があります。
- ・ 感染発生フロアの居室移動
- 感染発生フロア内の感染拡大を防止するため、ご入所者の検査結果や症状出現の有無などにより、居室移動を行います。
- ③ 感染発生後、検査により陽性が確認されたご入所者については、医療機関への入院又は園内当該フロアでの療養となります。
- 当事業所においては感染症対策の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施しております。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム釧路北園啓生園

説明者職・氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意します。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____

代理者住所 _____

代理者氏名 _____

(続柄)

令和 6年 8月 1日現在